

意見書

平成22年11月25日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

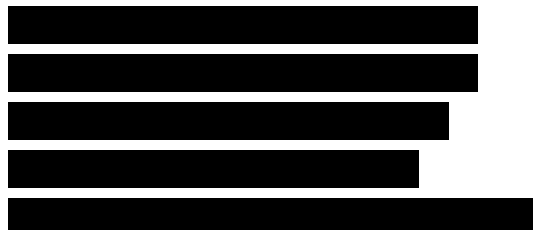
郵便番号 100-6150

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまだ りゅうじ
代表取締役社長 山田 隆持

情報通信審議会議事規則第5条により、平成22年10月26日付けで公告された「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。



「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方」答申（案）に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

答申（案）	当 社 意 見
P 2 7 第 5 章 第 4 節 ウ 携帯電話の扱い	<p>携帯電話のユニバーサルサービス対象化について答申（案）では、「慎重な検討が必要」とされているところですが、そこに示されている普及状況やサービスエリア、料金水準等の利用実態に加え、以下の点を踏まえると、現実的かつ合理的とは言い難いと考えます。</p> <p>①携帯電話は、競争環境の中、技術革新に伴いサービスが急速に高度化・多様化しているため、特定のサービスを維持するというユニバーサルサービスの概念に馴染まないこと。</p> <p>②携帯電話の技術的特性により、電波が面的にカバーするエリアであっても、不感地帯が発生したり、また、混雑時にアクセスできない等、加入電話と同水準の公平で安定的な通信を提供することが本質的に難しいこと。</p> <p>③携帯電話は移動通信手段として居住地だけではなく移動中も利用できることが求められるが、日本全土を面的にカバーすることは現実的ではないこと。</p> <p>④固定電話に加え、携帯電話もユニバーサルサービスの対象とすることは、固定と移動という2つの通信手段を社会全体で維持・負担していくことにつながるが、国民生活における不可欠性や維持コストとのバランスを鑑み、国民のコンセンサ</p>

	<p>スを得る必要があること。</p> <p>⑤諸外国でも携帯電話を義務としてのユニバーサルサービスに位置付けている事例はなく、ましてや面的カバー100%を義務づけている事例もないこと（参考資料参照）。</p>
--	---

以上

(参考資料) 諸外国におけるユニバーサルサービス制度の状況

○現状のユニバーサルサービス制度においては、義務として携帯電話を対象にしている例はない。
 (注: 技術中立性を採る米国においては、携帯電話も費用補填を受けている)

国名 (制度創設)	日本 (2001)	EU (2002)	イギリス(1997)	ドイツ (1996)	フランス (1996)	アメリカ (1996)	韓国(2000)
ユニバーサル サービスの 範囲	・加入電話 ・緊急通報 ・公衆電話	・固定回線 ・番号案内 ・公衆電話 ・身体障害者に関する特 定措置	EU指令に基づく	EU指令に基づく	EU指令に基づく	・音声電話 ・緊急通報 ・番号案内 * 低所得者、学校・図書館、医療 機関支援	・有線電話 ・公衆電話 ・緊急通報
認定提供 事業者	NTT東西	・1以上の事業者指定可 ・サービス要素ごと、地理的 な部分ごとの指定可	・BT(ハル以外) ・キングストン(ハル地区)	無 (規制当局がUSが 不十分と認定した 場合のみ指定)	フランステレコム (2012年まで)	・州委員会はサービスエリアごとに適 格電気通信事業者を指定 ・技術中立的	KT
費用補填	○	- (公的基金(政府の一般予 算)もしくは事業者からの 拠出)	-	-	○	○	○
携帯電話の扱い	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	費用補填を受ける目的で枠組み を活用	対象外